

平成29年度で審判員資格の有効期限が切れる方へ

2018年3月31日が有効期限

公益財団法人日本バドミントン協会の通知より

各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間となっておりますが、平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

（公財）日本バドミントン協会の登録費が支払われていない方は申請できません。ご注意ください。

埼玉県から申請できるのは、埼玉県バドミントン協会に所属されている方だけです。

他都県の方は、所属都道府県のバドミントン協会から申請してください。

集中受付期間 平成29年11月1日（月）～平成29年12月31日（金）

集中受付をいたします。

11月1日～12月31日

他の業務をしております。

期日前・期日後の送付は
ご遠慮ください。